第 7 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6田口 慶則・7椋下 保・14宮本 政春・15守山 孝之

16中谷 秀也・17西森 偉統・18結城 晉三・20諸戸 善昭

22中野たつ子・23片岡 眞郁

以上10名

欠席部会委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事 務 局 職 員 藤井事務局長・長谷川事務局次長・若松主査

総 合 支 所 久居:藤巻担当主幹 一志:坂口担当主幹 白山:境担当副主幹

美杉:東山担当副主幹

議事録署名者 14宮本 政春·16中谷 秀也

事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号規定による届出について(所有権移転)

報告第4号 時効取得による所有権の移転について

報告第5号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定

について <別冊>

議 長 それでは、第7回第2農地部会を開会いたします。片岡委員については少し 遅れてくるのでよろしくお願いします。

> 議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。 14番宮本政春委員、16番中谷秀也委員、よろしくお願いします。

本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。まず始めに、議案書の差し替えがありましたので、訂正した箇所の説明を事務局お願いします。

事務局 机の上に、新しい議案書を置かさせていただきましたので、こちらの方を差し替えというかたちでよろしくお願いいたします。

今回、旧議案書8ページ、議案第3号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)の番号18の案件において、過去に転用許可を受けた事業を継承する案件であるため、農地転用事業計画変更承認申請が、このたび提出された許可申請書を補正する中で、必要であることが判明しましたことに伴い、この承認案件をご審議いただくべく、議案書に追加しようとするものです。

なお、追加議案として議案第3号に当承認案件をお願いすることにより、議 案第3号であった農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権 移転)が議案第4号に、また議案第4号であった農地法第5条第1項の規定に よる許可申請について(賃貸借権)が議案第5号に号ずれいたしました。

また、旧議案書11ページ、議案第5号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)において、2件の案件がございましたが、番号1の案件については、先月に引き続き補正中であるため削除をし、番号2の案件については、地元自治会との調整が折り合わず、転用目的に変更が生じるとの理由により、7月12日に取り下げ願が提出されましたことに伴い、削除いたしました。

差し替え後の議案書、議案第4号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)については、旧議案書の合計面積に誤りがありましたので、10ページの合計欄になりますが、合計面積17,918㎡を17,928㎡に、畑の面積13,574㎡を13,584㎡に訂正をさせていただいております。

以上、議案の追加やそれに伴う号ずれ、議案の削除など、多くの訂正がございましたことから、直近の一番正しい姿とするため、議案書自体を差し替えとさせていただいたものでございます。大変申し訳ございませんでした。

以上で、議案書の差し替えについての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長 事務局から説明がありましたとおりでございますので、よろしくお願いします。次に、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から報告第4号 につきまして事務局から一括して報告をお願いします。

事 務 局 議案書の1ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1で、件数は1件、合計面積は5,337㎡で、その内訳は田が2,204㎡、畑が3,133㎡でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

2ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。

番号1から2で、件数は合計で2件、合計面積は5,583.91㎡で、その内訳は田が2,356㎡、畑が3,227.91㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。なお、現況地目が宅地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

3ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

番号1、一般個人住宅用地

でございます。

件数は1件、面積は畑で321㎡でございます。

4ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権 移転)でございます。

番号1、宅地分譲用地

番号2、共同住宅用地

番号3、一般個人住宅用地

番号4、駐車場用地

でございます。

以上、件数は4件で、合計面積は630.63㎡で、その内訳は田が330㎡、畑が285㎡、その他が15.63㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願いします。

次に議案事項に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請 について(所有権移転)を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 5ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)、 でございます。

番号1、地区 栗葉、受人 _____、面積 5,918㎡、渡人 ____ _、面積 200㎡、申請地 森町加村垣内____、台帳地目・現況地目と も畑、面積 105㎡ 外1筆、合計面積 200㎡。

これにつきましては、受人は、兼業により営農を廃止する渡人から申請地を 譲り受け、営農を拡大するものです。 番号2、地区 八知、受人 ______ 外1名、面積 3,209㎡ 渡人 、面積 650㎡ 申請地 美杉町八知上廣口 、台帳地目・ 現況地目とも畑、面積 314㎡ 外2筆、合計面積 650㎡。 これにつきましては、受人は、高齢化により営農を廃止する渡人からの要望 により、申請地を譲り受け、営農を行おうとするものです。 なお、受人の面積が3,209㎡となっておりますが、美杉町地内の下限面 積は30アールと別段の面積を設定していますので、当地域における下限面積 をクリアしているものです。 番号3、地区 下之川、受人 ____、面積 3,696㎡、渡人 、面積 413㎡ 申請地 美杉町下之川椿原 、台帳地目 田、 現況地目 茶畑、面積 413㎡。 これにつきましては、受人は、高齢化により営農を廃止する渡人から申請地 を譲り受け、営農を拡大するものです。 なお、受人の面積が3,696㎡となっておりますが、こちらも番号2と同 様で、美杉町地内の下限面積は30アールと別段の面積を設定していますので、 当地域における下限面積をクリアしているものです。 以上、件数は3件、合計面積は、1,263㎡、このうち田が413㎡、畑 が850㎡でございます。 これら案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面 積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、 許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 ありがとうございました。事務局より説明がありましたが、地元委員のご意 長 議

見をお伺いします。1番、お願いします。

椋下委員 7番、椋下でございます。7月9日に諸戸部会長、田口委員、地元推進委員 4名と久居総合支所職員と私とで確認をしてきました。場所は_____ 50mぐらいのところです。事務局の説明のとおりでございます。何ら問題は ないと考えますので、よろしくご審議願います。

ありがとうございます。2番、3番、お願いします。 議 長

結城委員 18番、結城です。2番については9日に、地元推進委員、事務局で現地を 確認いたしました。渡人は以前から本件の農地を受人に耕作してもらっていた が、自分自身がこれから先も耕作することができない。受人に託したい。受人 は以前から農地を耕作していたので、譲り受けて引き続き耕作がしたいという ことあります。3番は9日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。 受人は静かな山村で自給程度の農業がしたい。渡人は高齢でもあり、遠方に在 住しており耕作が困難であることから譲りました。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご 意見をお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議長いかがですか。よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議を いただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定し たいと思います。

続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 6ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 太郎生、申請者 ____、申請地 美杉町太郎生儘ヶ谷__ 、台帳地目・現況地目とも田、面積 118㎡。

これにつきましては、申請地を桜・紅葉などの植林用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 太郎生、申請者 _____、申請地 美杉町太郎生江後___ 、台帳地目 田、現況地目 山林、面積 125㎡。

これにつきましては、申請地を植林用地とするものですが、周囲が山林のために当たりが悪く、獣害被害もあるため、昭和60年頃から耕作放棄した結果、樹木が自然生えし、山林化したことによる始末書の提出がありますことから、これを追認するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 石名原、申請者 _____、申請地 美杉町石名原飼鳥___ __、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 205㎡。

これにつきましては、申請地を倉庫用地とするものですが、平成12年頃に 鉄骨造の倉庫がすでに建築されておりますことから、これを追認しようとする ものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件で、合計面積は田で448㎡でございます。これら案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見 をお伺いします。1番、2番、3番、お願いします。

結城委員 18番、結城です。1、2、3と説明をいたします。1番は9日に地元推進

委員と事務局で現地を確認いたしました。現在、鹿などの被害により、収穫がなしであるということを聞きました。周囲の環境を利用して広葉樹の植林をしたいということです。2番は同じところの一つ山登って、歩いて約20分のところです。周囲が山林で左側の日照が少なく、獣害被害が増えるばかりで耕作も何もできないということです。道も無いのでお願いしたいということです。3番は地元推進委員と事務局とで現地を確認しました。当該地に倉庫が建築してあるが、現在の倉庫は狭すぎるので、倉庫を増やしたいということで申請をされました。よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方 のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました 議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することを決定し たいと思います。

続きまして、議案第3号、農地転用事業計画変更承認申請について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 7ページをお願いいたします。

議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請について でございます。

番号1、地区 大井、申請者 特定非営利活動法人_____ 理事 ____ _、申請地 一志町大仰下川原____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 で 05㎡ 外2筆 合計面積 1,464㎡です。

これにつきましては、平成28年9月部会で審議され、平成28年11月18日に、株式会社______が高齢者住宅建築目的で転用許可を受けた案件でございますが、事業者の______のために、開発事業は中断されましたことから、この事業を特定非営利活動法人が継承したい旨の申請でございます。

この事業計画変更承認申請については、農地法上、「農地法関係事務処理要領の制定について」において、許可目的の達成が困難な場合における事業計画の変更に該当する要件をすべて満たしていると考えられますことから、承認は妥当であると考えます。

なお、承継に係る開発事業届出の変更報告は、津市都市計画課開発指導室において既に整っているとの連絡を受けております。

以上、件数は1件、面積は畑で1,464㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明がありましたが、立ち会って いただきました地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いし ます。

宮本委員 14番、宮本です。9日に会長、事務局、他、皆さんご出席いただきまして、

		前回の許可の後埋め立てられたところです。現況は埋め立てられた状況で、 計画者の変更のようでございます。何ら問題はございませんので、よろしく お願いします。
議	長	ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方の意見 がありましたらお伺いしたいと思います。
部会委	員	<一同 意見なし>
議	長	よろしいですか。お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。
部会委	員	<一同 異議なし>
議	長	異議なしと認めます。よって、議案第3号については承認することに決定したいと思います。 続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務	局	8ページから10ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移 転)でございます。 番号1、地区 久居、受人、渡人、申請地 久居小野 辺町東山神、台帳地目・現況地目とも畑、面積 43㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地の奥に隣 接する受人所有農地への進入路用地とするものです。 なお、当該申請は、譲受人単独での申請手続きがなされておりますが、農地 法施行規則第57条の2第2項第4号及び同施行規則第10条第1項第2号の 規定に基づき、単独申請が可能であり、これを証する書面の提出があればよい とされていることから、今回「弁論準備手続調書(和解)」の写しが提出され ておりますので、適正であるものです。農地区分は、第2種農地と判断されま す。
		番号2、地区 久居、受人、渡人、申請地 久居明神町南狭間、台帳地目 原野、現況地目 畑、面積 199㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を隣接する自宅の自家用車の駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。
		番号3、地区 久居、受人 株式会社 代表取締役、渡人、申請地 戸木町狐塚、台帳地目・現況地目とも畑、面積 521㎡ 外1筆、合計面積 1,215㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、654.72㎡、設置率は、転用面積の53.9%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。
		番号4、地区 久居、受人 外2名、渡人、申請地 久

居野村町小膳田、台帳地目・現況地目とも畑、面積 179㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個
人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号5、地区 久居、受人 株式会社 代表取締役、渡
人 外1名、申請地 新家町地蔵堂、台帳地目·現況地目
とも畑、面積 1,054㎡ 外1筆、合計面積 1,242㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、590.4m ² 、設置率は、
転用面積の47.5%になります。
農地区分についてですが、こちらの農地は一見すると第1種農地の判定基準であります、「10ha以上規模の一団の農地」と見受けられ、該当し得ます
が、現場は未整備であることから不整形であるなど、周辺の農地と比べ、効率
的な営農を行うことが出来ないと考えられるため、第2種農地と判断されます。
番号6、地区 久居、受人 株式会社 代表取締役、渡
人 外1名、申請地 新家町落合、台帳地目・現況地目と
も畑、面積 155㎡ 外1筆、合計面積 732㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、590.4㎡、設置率は、
転用面積の80.7%になります。農地区分は、番号5と同様に、第2種農地
と判断されます。
番号7、地区 久居、受人、渡人、申請地 新家町落
合、台帳地目・現況地目とも畑、面積 733 m ² 。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、590.4㎡、設置率は、
転用面積の80.5%になります。農地区分は、番号5,6と同様に、第2種
農地と判断されます。
平月 0 地区 月月 至 1
番号8、地区 久居、受人、渡人、申請地 新家町落合、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,424㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、590.4㎡、設置率は、
転用面積の41.5%になります。農地区分は、番号5、6、7と同様に、第
2種農地と判断されます。
番号9、地区 久居、受人 株式会社 代表取締役、渡
人、申請地 新家町浜井場、台帳地目・現況地目とも畑、
面積 357 ㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を今後5
年間程度かけて周辺地において行われる太陽光発電施設整備用の太陽光パネル
や架台等の資材置場用地とするものです。農地区分は、番号5、6、7、8と
同様に、第2種農地と判断されます。
番号10、地区 久居、受人 株式会社 代表取締役、
渡人 申請地 新家町浜井場 ・ 台帳地目・現況地目とも畑、

面積 1,186㎡。 これにつきましては、受人は、今後5年間程度かけて周辺地において太陽光発電施設整備を行う予定であり、渡人から申請地を譲り受け、申請地をその整備用の太陽光パネルや架台等の資材置場用地とするものです。農地区分は、番号5、6、7、8、9と同様に、第2種農地と判断されます。
番号11、地区 栗葉、受人、渡人、申請地 庄田町谷口、台帳地目・現況地目とも畑、面積 470㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号12、地区 栗葉、受人 合同会社、代表社員、渡人 外1名、申請地 稲葉町上鴻野、台帳地目・現況地目とも畑、面積 401㎡ 外1筆、合計面積 814㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は472.32㎡、設置率は、転用面積の58%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号13、地区 栗葉、受人、渡人、申請地 久居一色町羽場、台帳地目・現況地目とも畑、面積 228㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、隣接地との一体的利用により280.56㎡、設置率は、同様に一体的利用により、49.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号14、地区 栗葉、受人、渡人、申請地 久居一色町鴻野、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 69㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から隣接する申請地を譲り受け、申請地を隣接する受人の自宅との一体的利用により、駐車場用地とするものですが、既にこの目的で利用されており、始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号15、地区 栗葉、受人、渡人、申請地 稲葉町上鴻野、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 10㎡ 外1筆、合計面積 42㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置
場用地とするものですが、建設業を営む受人は、隣接地に資材置場を所有しており、これを拡大するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号16、地区 栗葉、受人 合同会社 代表社員、渡人、申請地 稲葉町下鴻野、台帳地目・現況地目とも畑、面積790㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光 発電施設用地とするものです。パネル設置面積は324.72㎡、設置率は、 転用面積の41.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号17、地区 栗葉、受人 外1名、渡人、申請地

庄田町谷口、台帳地目 山林、現況地目 畑、面積 43㎡ 外1
筆、合計面積 470 m ² 。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個
人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号18、地区 大井、受人 特定非営利活動法人 理事
、渡人 株式会社 代表取締役、申請地 一志町大仰下
川原、台帳地目・現況地目とも畑、面積 505㎡ 外2筆、合計面
積 1,464㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を農地以
外の隣接地との一体的利用により介護付き高齢者住宅用地とするものです。
この案件につきましては、先の議案第3号の事業計画変更承認申請と関連す
るもので、先ほどもご説明させていただきましたが、平成28年9月部会で審
議され、平成28年11月18日に、株式会社が高齢者住宅建築目的
で転用許可を受けた案件でございます。
今般開発事業者の変更がなされるとのことで、改めて旧の事業者から新たな
事業者への所有権移転に関する許可を得ようとするものです。
なお、この申請は、農地法上、「農地法関係事務処理要領の制定について」
において、事業計画変更承認に係り、農地法第5条第1項の許可を要するとき
は、改めて許可申請手続きを行うことが適当であるとされていることから、適
切な申請であると言えるものでございます。農地区分は、第2種農地と判断さ
れます。
番号19、地区 川合、受人、渡人、申請地 一志町
片野堂ノ城、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 485㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個
人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号20、地区 高岡、受人合同会社 代表社員、渡
番号20、地区 高岡、受人合同会社 代表社員、渡
番号20、地区 高岡、受人合同会社 代表社員、渡 人、申請地 一志町高野端山、台帳地目・現況地目とも畑、
番号20、地区 高岡、受人合同会社 代表社員、渡人、申請地 一志町高野端山、台帳地目・現況地目とも畑、面積 973㎡。
番号20、地区 高岡、受人合同会社 代表社員、渡人、申請地 一志町高野端山、台帳地目・現況地目とも畑、面積 973㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
番号20、地区 高岡、受人合同会社 代表社員、渡人、申請地 一志町高野端山、台帳地目・現況地目とも畑、面積 973㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は459.2㎡、設置率は、転用面積の47.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号20、地区 高岡、受人合同会社 代表社員、渡人、申請地 一志町高野端山、台帳地目・現況地目とも畑、面積 973㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は459.2㎡、設置率は、転用面積の47.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号21、地区 川口、受人 株式会社 代表取締役、
番号20、地区 高岡、受人合同会社 代表社員、渡人、申請地 一志町高野端山、台帳地目・現況地目とも畑、面積 973㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は459.2㎡、設置率は、転用面積の47.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号21、地区 川口、受人 株式会社 代表取締役、渡人、申請地 白山町川口馬場、台帳地目・現況地目とも
番号20、地区 高岡、受人合同会社 代表社員、渡人、申請地 一志町高野端山、台帳地目・現況地目とも畑、面積 973㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は459.2㎡、設置率は、転用面積の47.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号21、地区 川口、受人 株式会社 代表取締役、
番号20、地区 高岡、受人合同会社 代表社員、渡人、申請地 一志町高野端山、台帳地目・現況地目とも畑、面積 973㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は459.2㎡、設置率は、転用面積の47.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号21、地区 川口、受人 株式会社 代表取締役、渡人、申請地 白山町川口馬場、台帳地目・現況地目とも畑、面積 413㎡ 外1筆、合計面積 832㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
番号20、地区 高岡、受人
番号20、地区 高岡、受人合同会社 代表社員、渡人、申請地 一志町高野端山、台帳地目・現況地目とも畑、面積 973㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は459.2㎡、設置率は、転用面積の47.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号21、地区 川口、受人 株式会社 代表取締役、 演人 、申請地 白山町川口馬場、台帳地目・現況地目とも畑、面積 413㎡ 外1筆、合計面積 832㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、隣接地との一体的利用により590.4㎡、設置率は、同様に一体的利用により58%になります。農地
番号20、地区 高岡、受人
番号20、地区 高岡、受人合同会社 代表社員、渡人、申請地 一志町高野端山、台帳地目・現況地目とも畑、面積 973㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は459.2㎡、設置率は、転用面積の47.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号21、地区 川口、受人 株式会社 代表取締役、 で人、申請地 白山町川口馬場、台帳地目・現況地目とも畑、面積 413㎡ 外1筆、合計面積 832㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、隣接地との一体的利用により590.4㎡、設置率は、同様に一体的利用により58%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号20、地区 高岡、受人合同会社 代表社員、渡人、申請地 一志町高野端山、台帳地目・現況地目とも畑、面積 973㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は459.2㎡、設置率は、転用面積の47.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号21、地区 川口、受人 株式会社 代表取締役、台帳地目・現況地目とも畑、面積 413㎡ 外1筆、合計面積 832㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、隣接地との一体的利用により590.4㎡、設置率は、同様に一体的利用により58%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号22、地区 八知、受人 株式会社 代表取締役、
番号20、地区 高岡、受人合同会社 代表社員、渡人、申請地 一志町高野端山、台帳地目・現況地目とも畑、面積 973㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は459.2㎡、設置率は、転用面積の47.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号21、地区 川口、受人 株式会社 代表取締役、 で人、申請地 白山町川口馬場、台帳地目・現況地目とも畑、面積 413㎡ 外1筆、合計面積 832㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、隣接地との一体的利用により590.4㎡、設置率は、同様に一体的利用により58%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

	これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光 発電施設用地とするものです。パネル設置面積は510.68㎡、設置率は、 転用面積の60.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。
	番号23、地区 太郎生、受人 株式会社 代表取締役、渡人、申請地 美杉町太郎生小屋垣内、台帳地目・現況地目とも畑、面積 849㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は448.2㎡、設置率は、転用面積の52.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。
	番号24、地区 奥津、受人、渡人、申請地 美杉町 奥津中垣内、台帳地目・現況地目とも田、面積 883㎡ 外1筆、合計面積 922㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光 発電施設用地とするものです。パネル設置面積は531.36㎡、設置率は、転用面積の57.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。
	番号25、地区 下多気、受人、渡人、申請地 美杉町下多気耕作、台帳地目・現況地目とも畑、面積 125㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を燃料として使用するための間伐材を乾燥させるための資材置場用地とするものです。 間伐材の下には台座を施し、上部にはシートあるいはトタン板を施した上で、山林から伐採した間伐材を1か月から2か月程乾燥させる工程で、永久的に使用する計画でございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。
	番号26、地区 下多気、受人 株式会社 代表取締役、渡人 外1名、申請地 美杉町下多気中之世古、台帳地目・現況地目とも田、面積 681㎡ 外1筆、合計面積 1,236㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は586.8㎡、設置率は、転用面積の47.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。
	以上、件数は26件、合計面積は、17,928㎡、このうち田が3,914㎡、畑が13,584㎡、その他が430㎡でございます。 いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、 許可要件のすべてを満たしていると考えます。
	以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番から10番まで、お願いします。
田口委員	6番、田口です。1番は9日に椋下さんと諸戸さん、地元推進委員の方と事務局とで見てまいりました。場所はのすぐ前です。奥に行くのに道が無いのでその分を譲ってもらうということですので、よろしく。2番は

__のすぐ端です。諸戸さんと椋下さんと地元推進委員の方とで見てまいりました。3番は______の北約100mのところ。会長はじめ部会長、地元推進委員の方と見てまいりました。これも何ら問題ないと思います。4番は中勢バイパス______のすぐ手前です。これも何ら問題ないと思います。5番から10番までは、ほとんど場所が一緒です。______の手前、近鉄の高架の北です。午後からの部と午前の部がありますが、午前は4番と9番です。後は午後からです。地元推進委員の方に立ち会っていただきました、何ら問題ないと思います。午後が5番と7番と10番。これも会長始め部会長、地元推進委員の方と見てまいりました。9番、10番は資材置場で早くするということです。先は分りませんが、5年間ということですので、問題ないと思います。後は事務局の説明どおりですので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。11番から17番、お願いします。

椋下委員

7番、椋下でございます。11番ですが9日に諸戸部会長、田口委員、地元 推進委員と事務局と私とで確認をしてまいりました。場所は の北約5 00mのところ。事務局の説明どおりでございまして、問題はないと思いまし が、埋蔵文化財が出るということで試掘をするということで、試掘した場合8 0 c m以上は切ることができないということでございます。 1 2番ですが諸戸 部会長、田口委員、地元推進委員、事務局と私とで確認をしてまいりました。 場所は_____約400mのところです。事務局の説明のとおりでございまし て、何ら問題はないと考えます。13番ですが、9日に諸戸部会長、田口委員、 地元推進委員と事務局と私とで確認をしてまいりました。場所は 150mのところです。事務局の説明のとおりでございまして、何ら問題はな いと考えます。14番ですが、9日に部会長、田口委員、地元推進委員と事務 局と私とで確認をしてまいりました。場所は 南約500mのところで す。事務局の説明のとおりでございまして、問題はないと考えます。15番で すが9日に部会長、田口委員、地元推進委員と事務局と私とで確認をしてまい りました。場所は 南約550mのところです。事務局の説明のとおり でございまして、何ら問題はないと考えますので、よろしくお願いします。1 6番ですが、9日に部会長、田口委員、地元推進委員と事務局と私とで確認を してまいりました。場所は久居の約100mのところです。事務局の 説明のとおりでございまして、問題はないと考えます。17番ですが、これは 11番と同じ場所で、9日に諸戸部会長、田口委員、地元推進委員と事務局と 私とで確認をしてまいりました。場所はの北約500mのところです。 事務局の説明のとおりでございまして、問題はないと考えますが、これも埋蔵 文化財があるということで、試掘をするということで、もし出てきた場合80 cm以上は掘ることはできないと聞いております。以上です。

議 長 ありがとうございます。18番、お願いします。

宮本委員

14番、宮本です。18番は先ほどの議案3号で提案の案件です。当日地元 推進委員立会いのもとで、確認してまいりました。問題ないと思います。事務 局の説明どおりです。

議 長 ありがとうございます。19番、お願いします。

守山委員 15番、守山です。19番、20番を説明させていただきます。19番は9日に委員の宮本、守山、地元推進委員3名が、申請者の説明を受けました。場所は____の中央部であり、周辺は住宅です。申請者の譲渡人、譲受人は親子でございます。20番は地元推進委員2名と申請人から説明を受けました。場所は近鉄大阪線の____の北側で、畑でありますが周辺は住宅が建っておりますが、何ら問題がないということでありましたので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。21番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。7月9日に西森、中谷両委員と地元推進委員、白山支所 担当で確認をしてまいりました。場所は____の北側になります。境界の立 会いのおりに、隣地との説明も付いておりまして、何ら問題ないと思いますの で、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。22番から26番まで、お願いします。

結城委員 18番、結城です。22番は地元推進委員と事務局とで現地を確認いたしました。申請地が県道に接して、日当たりがよく太陽光発電には適しているということです。渡人も太陽光に理解しているということです。23番は地元推進委員と事務局とで確認いたしました。耕作活動が辛いということで、ほっておくよりも利用した方が環境に良いということでございました。24番は地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。労力不足により耕作ができないため、太陽光発電事業者に土地を提供し、再生エネルギーの開発ということです。25番は地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。申請地の管理ができないため、当該地を譲渡し、受人が所有する山林、4、50年の木が立っているのを切って、伐採した木を乾燥したいとのことです。美杉は資材置場でいるいろ問題が出ていましたので、確実に資材置場になるように指導してまいりました。26番は会長、部会長と、地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。申請地の管理ができる太陽光発電設備を設置したい。近隣に被害を及ぼすことのない土地を取得したいということでございます。以上です。

議 長 ありがとうございました。地元委員の説明が終わりました。皆さん方のご意 見をお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議長よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいまご審議いただきました 議案第4号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号は許可することを決定したいと思います。続きまして、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 11ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権) でございます。 番号1、地区 久居、借人 株式会社 代表取締役 、申請地 久居井戸山町大口新開 、台帳地目 畑、現況 地目 雑種地、面積 654㎡ 外3筆、合計面積 1,846㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、 申請地を借人が経営する運送会社の駐車場用地とするものですが、昭和48年 から貸人の亡き父が借人であるに駐車場として貸し付けており、始末 書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 大井、借人 株式会社_____ 代表取締役 ____、貸 、申請地の一志町井関下名倉口の大い、台帳地目・現況地目と も田、面積 635㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、 申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は420.84 ㎡、設置率は、転用面積の66.3%になります。農地区分は、第2種農地と 判断されます。 以上、件数は2件、合計面積は2,481㎡、このうち田が635㎡、畑が 1, 846 m でございます。 この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可 要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、地元委員のご 意見をお伺いします。1番、お願いします。 6番、田口です。9日午後、会長はじめ部会長、局長はじめ事務局、地元推 田口委員 進委員2名と私で見てまいりました。場所は の道挟んで南側約50m のところです。事務局の説明どおりで、何ら問題ないと思いますので、よろし くお願いします。 はい、ありがとうございます。2番、お願いします。 議長 宮本委員 14番、宮本です。9日に会長はじめ事務局、地元推進委員2名立会いのも とで確認してまいりました。説明のとおりで問題ないかと思います ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご 長 議 意見をお伺いしたいと思います。 部会委員 <一同 意見なし> よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました 議 長 議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することを決定し たいと思います。

> 次に別冊でお配りしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の 規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局 の説明をお願いします。

事務局 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積 計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で38,204㎡、畑の賃貸借、使用貸借で11,683㎡、契約件数は27件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、所有権移転で39,049㎡、畑の賃貸借、使用貸借で1,370㎡、契約件数は22件でございます。

白山地区につきましては、田の使用貸借で3,110㎡、契約件数は1件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で5,369㎡、畑の使用貸借で2,299.73㎡、契約件数は4件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて85, $732 \,\mathrm{m}^2$ 、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて15, $352.73 \,\mathrm{m}^2$ 、合計契約件数は $54 \,\mathrm{m}^2$ 、合計面積は101, $084.73 \,\mathrm{m}^2$ となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区3件、一志地区8件、白山地区1件、 美杉地区3件で合計15件、合計面積は45,335㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で27.8%、面積で44.8%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤 強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に 関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします

整理番号2、ほか2件についてです。 、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この3件についていかがでしょうか。 部会委員 <一同 意見なし> それでは、意見もないようでございますのでお諮かりします。ただいま、審 議 長 議をいただきました3件について、ご異議ございませんか。 部会委員 <一同 異議なし> ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に 議 長 進達することにいたします。入室してください。 < 入 室 > それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いし 長 議 ます。皆さんいかがでしょうか。 <一同 意見なし> 部会委員 それでは、意見もないようでございますのでお諮かりします。ただいま、審 長 議 議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。 部会委員 <一同 異議なし> ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市 議 長 長に進達することにいたします。 以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。こ れをもちまして、第7回 第2農地部会を閉会します。 午後3時13分 上記は、第7回第2農地部会の議事を録したものである。 平成30年7月18日 議事録署名者

議事録署名者